

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—西念寺本にないカタカナ注記について—（二）

小林 恭治

本稿は、「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —西念寺本にないカタカナ注記について—（一）」（『鶴見大学紀要』四十一号 第一部 国語・国文学編 平成16年3月刊行予定）の続編である。

12、「ヤトフ」（仏上20）

資料11

高山寺本	西念寺本	観智院本
情	倩 一カムツラ ヤトフアツラフカルモトムミシシニア モムトモアサヤカナリクチキ	倩 カルモトムアサヤカナリミヘ ヤトフタチモト モアカナリトモクチナテ ミハタツヤトフヌ

12オ

10ウ

上品ツラノアトフアツラフトモ
カムツラ
ヤトフアツラフカルモトムミシシニア
モムトモアサヤカナリクチキ

仏上20

資料11の観智院本の標出漢字「倩」の末尾のカタカナ注記である「タチマチ」の直前に記されている「ヤトフ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本では注記の三行目に見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。

ところで、資料11の高山寺本の注記の様子を見ると、三行目の冒頭の「シヘタク」に続く「ヤトフ」の他に、一行目の「ツラヽヽ」の次にも「ヤトフ」が記されており、「ヤトフ」の注記が二つ記されていることに気づく。この高山寺本の一行目の「ヤトフ」に対しても、西念寺本にも、「ツラヽ」に続く二行目冒頭に「ヤトフ」と記されており、「ヤトフ」という注記自体が西念寺本に存在しないのではなく、西念寺本では高山寺本の三行目の「ヤトフ」に相当する記述がないということになる。

とすると、注記の記載位置からすれば、西念寺本の二行目に見える「ヤトフ」に対応する観智院本の注記は、一行目の「ツラヽ」に続く「アトフ」であろうことが推測される。この観智院本の「アトフ」は「ヤトフ」の「ヤ」を誤写したものと思われるから、「アトフ」と誤写される以前においては、観智院本においても高山寺本と同様に、「ヤトフ」の注記が、二つ記されていたものと思われる。

西念寺本では、「ツラヽ」に続く方の「ヤトフ」の記載しか見えず、観智院本の「アトフ」のような「ヤトフ」を誤写したかと思われるような注記は見えないから、観智院本・高山寺本において、注記の末尾付近に記されてい

る二つ目の「ヤトフ」が、西念寺本で脱漏しているものと推測される。とすれば、西念寺本の脱漏の原因は、先に一度「ヤトフ」と記していることから、その重複を嫌つて、二つの方を削除したのではないかと考えることができる。

また、高山寺本の二つ目の「ヤトフ」の下には、やや小字で「下歟」と記されているように見える記述が存する。この「下歟」の「下」の文字は高山寺本の複製本では視認が難しく、一見すると「ト歟」とあるように見えたり、また、カタカナの「ト」に上声の濁点が付されたようにも見えなくもない。これが「ト（上濁）歟」とあるとすれば、この直前に記されている「ヤトフ」の「ト」に対する付記であるものと思われるが、やはり、これは「下歟」であるとして考え、「下」の意味しているところは、この資料11の標出漢字「債」の次に掲載されている標出漢字「債」の項目を示していると思われる。そして、その「債」の項目には、観智院本・西念寺本・高山寺本とともに「ヤトフ」の注記が存する。とすれば、高山寺本においては、二つ目の「ヤトフ」が、資料11の「債」項目の注記であることに疑問を持つた書写者がいて、その人物は「債」項目の二つ目の「ヤトフ」を、次の「債」項目の注記とすべきではないかと考えていたということにならないだろうか。

高山寺本の「下歟」と見える記述には、他の解釈もありそうだが、仮に右のとおりだとすれば、先に、西念寺本の二つ目の「ヤトフ」の脱漏は、重複を嫌つた意識的な削除と考えたが、西念寺本系統の写本では初めから「ヤトフ」が重複してなどいなかつたのかもしれない。ある。

13、「ヨ」「(仏上21)

資料12

高山寺本	西念寺本	観智院本
		俗 <small>ヨヲトコウム</small>
		<small>ナラヒアルシトコロ</small>

高山寺本	西念寺本	観智院本
		俗 <small>ヨヲトコウム</small>
		<small>ナラヒアルシトコロ</small>

資料12の観智院本の標出漢字「俗」の冒頭のカタカナ注記「ヨ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本にも見えないことから、観智院本の増補と考えられる。

資料12の観智院本の注記は一見すると、「上續 ヨ | ヲトコ ウム ヤフル ナラヒ アルシ トコロ」と

あるように見え、問題の「ヨ」は、「ヨヲトコ」で一つの注記であるかのように見える⁽¹²⁾が、観智院本の

「ヨヲトコ」に対応する西念寺本・高山寺本の注記は、いずれも「オトコ」とあることから、観智院本の「ヨヲトコ」は、本来、「ヨ」と「ヲトコ」の二つの注記であつたものと思われ、意義的にも標出漢字「俗」の訓としての「ヨ」に不審はないものと思われる⁽¹³⁾。

しかし、「ヨ」と「ヲトコ」を別々のものとすると、「ヨ」がカタカナ注記の第一番に扱われるということになるが、それには問題があるようだ。西念寺本の増補と考えた以上、「ヨ」は、その他の注記よりも後に採取されたということになる。一般的には重要な物から順に並べられることを期待したいところであるが、改編本の名義抄においては、必ずしもそうならないことはやむを得ないことであろう。後の増補作業ではあるものの、「ヨ」をカタカナ注記の冒頭に掲載したのは、「ヨ」が極めて重要な注記と認めたからにほかならない。にもかかわらず、観智院本の記載状況では「ヨヲトコ」として理解されているとしか見受けられない。第一番目に掲載したい重要な注記「ヨ」が、誤って理解されてしまうという事態はどうにして生じたのであろうか。それは恐らく、「ヨ」

が一文字の注記であることが原因と思われる。すなわち、注記を増補する場合、まず問題となるのはそれを記入するスペースである。先に記されたその他の注記が存する以上、原則的に、増補の注記は標出漢字の位置から遠い場所にならざるを得ず、増補の注記は末尾に位置するのが当然である。しかし、その注記が「ヨ」のように、一文字のものであれば、既に記載されている注記の間に補入することは、さほど困難ではない。しかも「ヨ」は極めて重要な注記と考えているのである。これらが動機となつて観智院本の増補者は、それまでのカタカナの第一注記「ヲトコ」の前のわずかなスペースに「ヨ」を補入させたものと推測する。肝心なのは、「ヨ」が一度は全注記の末尾に増補されたのではないという点である。ある写本の段階で、一旦、末尾に記された「ヨ」が、その重要性によつて、次の転写時に末尾から冒頭部に移動させられたのであれば、「ヨ」と「ヲトコ」が一語であるかのような誤解を与えないように、充分な間隔をとつたはずである。「ヨ」が末尾から冒頭部に移動した際や、移動の後に、「ヨヲトコ」と誤解されるようになつたということも考えられないではないが、手順を踏みすぎる感があるようにも思われるるので、ここでは採用しないこととする。

また、高山寺本の冒頭注記「音續」の左下、「オトコ」の左上に判然としない朱書きと思われる記載が見える。西念寺本に見える「ソク」かとも考へるが、意味不明である。観智院本のことを思へば、「ヨ」であるのかとも考へるが、それとも無関係のように思われる。今後の課題としたい。

14、「ハフ」(仏上22)

資料13

高山寺本	西念寺本	観智院本
侘	下谷都嫁 禾フシ ホロフ	下若都嫁 禾フシ ホロフ
佗	下谷都嫁 禾ビシト ロフ	都嫁 禾ビシト ロフ

12ウ 11ウ 仏上22

資料13の観智院本の標出漢字「侘佗」の一行目末尾のカタカナ注記「ハフ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本にも見えないことから、観智院本の増補と考えられる。

おいては、「侘」項目、熟字項目「一傑」、異体字項目「佗」と、別立てされており、写本間の相違が大きいので、以下に詳しく述べることとする。

観智院本のカタカナ注記は「ハフ 禾フヒン ホロフ」とあり、「禾フ」の右下にやや小字で記されている「ヒン」については、藤堂・草川・正宗氏も問題にしているところである。⁽¹⁴⁾ 西念寺本のカタカナ注記の状況は、一見すると「禾フ 禾ヒシト ロフ」とあるように見えるが、観智院本の末尾の注記が「ホロフ」とあることから考えて、西念寺本の「禾ヒシト ロフ」は「禾ヒシ」と「トロフ」で、「トロフ」の「ト」は、「ホ」の異体字「ト」の誤写で、本来「禾フ 禾ヒシ 小ロフ」とあつたものと思われる。この西念寺本の「禾ヒシ」の注記からすれば、高山寺本の「侘」項目の末尾の虫損しているカタカナ注記は「禾ヒシ」であろうと容易に推測できるし、熟字項目「一傑」に「小ロフ」とあることは、西念寺本の「トロフ」が「小ロフ」であり、「禾ヒシ」と「ト(小)ロフ」に分離できることの証左となるものと思われる。

西念寺本が「禾ヒシ」「トロフ」であるとすれば、観智院本の「禾フ^{ヒン}」は、やはり「禾フ」と「禾ヒシ」をまとめて示そうとしたもので、小字で記されている「ヒン」の「ン」は「シ」の誤りと考えたい。とすれば、観智院本のカタカナ注記の状況は、「ハフ」以外は西念寺本と同様であると考えてよいであろう。

さて、観智院本の「ハフ」であるが、「ハフ」は対応する注記がその他の異本には存在しない。観智院本・西念寺本ともに資料13の項目の次には、高山寺本と同様に熟字項目「侘傺」が掲載されているが、そこにも「ハフ」に相当する記述は見えない。一見すると、観智院本の「ハフ」は全く新たな注記が増補されたのではなく、既に記されている「禾フ」の誤りではないかと思われる。

観智院本の「ハフ」については、次の点が問題となる。

- イ、「ハフ」を「禾フ」の誤写と考えると、「禾フ」と情報が重複してしまう。
- ロ、「ハフ」がカタカナ注記の第一に記されている。

「ハフ」が増補であるとすると、ロについては、観智院本の注記が、「ハフ」の増補以前には、右行に「下首都嫁勅家ニ又」、左行に「禾フ^{ヒン} ホロフ」と記されており、両行の下部に空白のスペースが残されていたとすれば、そのスペースに「ハフ」を増補する際に、左行の「ホロフ」の下でなく、右行の「都嫁勅家ニ又」の下に記されたと考えれば、現存の観智院本において、「ハフ」がカタカナの一番に記されていることは説明できる。

しかし、イについては、「ハフ」と「禾フ」は別語であると考えた人物が増補したのでなければ、こうした状況は生じない。「ハフ」が「禾フ」の誤写でないとすると、「ハフ」は、その意味が不明となってしまうから、考えらるのは、「ハフ」は「禾フ」以外の別の注記の誤写ではないかということである。

ここで一案として、標出漢字「侘」の漢字音「タ」を「ハフ」と誤写した可能性を提案する。カタカナ「タ」の古体は、①「ノ」②「ノ」③「、」の三画に分解できる。その①「ノ」と③「、」で「ハ」、②「ノ」の起筆部分が変形して「フ」となったとすれば、「タ」から「ハフ」を生み出すことができそうである。「ハフ」を増補した人物が、「禾フ」との重複に気づかなかつたり、気づいても表記の違いのみを重視したとする可能性も当然あり得る。しかし、「ハフ」が本来、標出漢字「侘」の漢字音「タ」であつたとすれば、左行末尾の「ホロフ」の下ではなく、右行「都嫁勅家」の下に記されたことにも、標出漢字の漢字音を列挙できるという理屈にはなる⁽¹⁵⁾。

15、「トタチモトホル」／16、「タチモトヲル」（仏上23）

資料14

高山寺本	西念寺本	観智院本
俳 <small>タチ</small>	俳 <small>タチ</small>	俳 <small>タチ</small>
俳 <small>タチモトホル</small>	俳 <small>タチモトホル</small>	俳 <small>タチモトホル</small>

高山寺本	西念寺本	観智院本
俳 <small>タチモトホル</small>	俳 <small>タチモトホル</small>	俳 <small>タチモトホル</small>
メクル	メクル	メクル

資料14の観智院本の熟字項目「俳タチ」は、西念寺

本・高山寺本においては「俳」と「俳タチ」の二項目となつているものを一つにまとめて記載しているものと思われる⁽¹⁶⁾。

資料14のままでは、注記の比較対照が煩雑になりそうなので、表14-aに各写本ごとに、熟字項目「俳タチ」に対する注記、單字項目・上字の「俳」に対する注記、下字の「タチ」に対するものに分類した。注記は観智院本を基準として配列し、番号は、各写本の記載順を示している。

表14-a

		觀智院本		西念寺本		高山寺本	
		俳回		俳回		俳回	
(俳) 下		(俳) 上		(俳) 中		(俳) 上	
①	上排回	②	トタチモトホル	⑤	上排回	⑤	タチモト小ル
③	トタ、スム	⑥	タハフル	⑥	トタ、爪ム	⑥	タ、爪ム
④	トヤスラフ	⑦	メクル	⑦	トヤ爪ラフ	⑦	ヤスラフ
⑤	フム	⑧	タチモトヲル	⑧	フム	⑧	フム
				①	上排	⑤	音排
				②	タハフル	⑥	タハフル
				③	タチモト小ル	⑦	タチモト小ル
				④	メクル	⑧	メクル
				⑨	タハフル	⑨	タハフル
				⑩	メクル	⑩	メクル
				⑪	トタチモト小ル	⑪	トタチモト小ル
				②	タハフル	②	タハフル
				③	タチモト小ル	③	タチモト小ル
				④	メクル	④	メクル
				⑨	タハフル	⑨	タハフル
				⑩	メクル	⑩	メクル
				⑪	トタチモト小ル	⑪	トタチモト小ル
				①	音排	⑤	音排
				②	タハフル	⑥	タハフル
				③	タチモト小ル	⑦	タチモト小ル
				④	メクル	⑧	メクル
				⑨	タハフル	⑨	タハフル
				⑩	メクル	⑩	メクル
				⑪	トタチモト小ル	⑪	トタチモト小ル
				⑧	音回	⑫	音回
				⑨	ソムク	⑬	ソムク
				⑩	メクル	⑭	メクル
				⑪	タチモトヲル	⑮	タチモトヲル

表14-aにおいて、大きな問題となるのは、西念寺本において、単字項目「俳」の注記①②③④と、熟字項目「俳回」の⑤と内部の「上」字である「俳」に対する注記⑨⑩⑪に重複があり、カタカナ注記としては、西念寺本の②④③と⑨⑩⑪が重複している点である。

その状況を確認した上で表14-aを見ると、観智院本の熟字項目「俳回」の熟字に対する注記の②「トタチモトホル」と、「下」字「回」に対する注記の⑪「タチモトヲル」の二つが、西念寺本に見えないよう見える。

観智院本の②「トタチモトホル」は、高山寺本に⑤「タチモト小ル」と見えることから西念寺本の脱漏のように見えるが、西念寺本の上字の「俳」に対する注記とされている⑪「トタチモトトル」が、文選読みになつてゐるところからすると、これが本来熟字項目「俳回」の注記であり、観智院本の②「トタチモトホル」に対応するはずの注記であつたものと考えられる。何らかの理由で記載場所を移動したものと思われるので、これは西念寺本の脱漏とはしない。

また、観智院本の⑪「タチモトヲル」については高山寺本にも見えないことから、こちらは観智院本の増補と考えられる。

17、「トモナフ」(仏上24)

資料15

高山寺本	西念寺本	觀智院本
比白	比白	比白
トモニトモカラヒトシアハ子シ	トモニトモカラヒトシアハ子シ	トモニトモカラヒトシアハ子シ
アアネシ	トモナフトモカラヒトシアハ子シ	トモナフトモカラヒトシアハ子シ

13ウ 12ウ 仏上24

表15-a

觀智院本	西念寺本	高山寺本
①皆	①皆	①音皆
②トモニ	②トモニ	②トモ
③トモカラ	③トモカラ	③トモニ
④ヒトシ	④ヒトシ	④トモカラ
⑥ミナ	⑤ミナ	⑤ヒトシ
⑦トモナフ	⑦トモナフ	⑥ミナ
⑧コハシ	⑥コハシ	⑦トモナフ
⑨ナラ	⑦ナラフ	⑧トモカフ
⑩アマハ子シ	⑧アハ子シ	⑨コハシ
⑪アアネシ	⑩ナラフ	⑩ナラフ

五番目に記されていることに気づく。これは、資料15の觀智院本の様子を見ると、⑤「アマ子シ」は注記の右行

資料15の觀智院本の標出漢字「偕」の二行目のカタカナ注記「トモナフ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本には注記の一三行目冒頭に見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。

表15-aは、資料15の「偕」項目における各写本の注記の対照表である。それぞれの注記には各写本における語順を示す番号を付し、注記の最も多い高山寺本の語順を基準に列挙した。

それを見ると、西念寺本においては、高山寺本の⑦「トモナフ」の他に、②「トモ」、⑧「トモカフ」が見えないものの、記載されている注記の順序は高山寺本と一致していることがわかる。

一方、觀智院本では、⑦「トモナフ」は存するものの、西念寺本と同様に、高山寺本の②「トモ」、⑧「トモカフ」は見えない。また、高山寺本の最後の⑪「アアネシ」に相当する注記が、觀智院本では、⑤「アマ子シ」として、

の末尾に位置しているので、本来、左行の末尾に記されていた「アマ子シ」が、そのまま右行にスライドし、その結果として五番目となつたものと思われる。恐らく、「アマ子シ」を左行の末尾に記すと、右行よりも行が長くなつてしまい、二行目である左行の方が一行目である右行よりも行が長くなることを不体裁と考えたためではないかと考える。観智院本の⑤「アマ子シ」は西念寺本の「アハ子シ」と高山寺本の「アアネシ」の双方の様子をまとめて記した状態となつてているし、⑨「ナラ」は西念寺本・高山寺本の「ナラフ」の誤りと思われる。⁽¹⁷⁾

また、高山寺本の②「トモ」は、単なる増補とも考えられるが、それに続く③「トモニ」が小字で記されていることからすれば、③「トモニ」は②「トモ」の異本注記的な追記のようにも見ることができ。②「トモ」と③「トモニ」は、本来、同一の注記であつたものの一方が変形して二つの系統に分かれて伝えられ、それが高山寺本では「トモ」として伝えられていたところへ、異本の「トモニ」と出会つて記された可能性も考えられる。

さて、高山寺本の⑧「トモカフ」は観智院本・西念寺本に見えない注記であるが、⑧「トモカフ」は標出漢字「偕」の注記としては不審である⁽¹⁸⁾。これは、先行して記されている④「トモカラ」と⑦「トモナフ」との関係が考えられる。すなわち、⑧「トモカフ」は、カタカナの字体の類似から、④「トモカラ」の「ラ」を「フ」としたか、または⑦「トモナフ」の「ナ」を「カ」としたかのいずれかではないかと推測される。

現高山寺本が⑧「トモカフ」を記載しているのは、それが、④「トモカラ」とも⑦「トモナフ」とも異なる別語であると認識しているためであろうが、⑧「トモカフ」が本来「トモカラ」か「トモナフ」を誤写したものであるとすれば、現高山寺本に至る写本において、一時期、「トモカラ」か「トモナフ」のいずれかが、二つ記されていました写本があり、その重複したいずれかを⑧「トモカフ」と誤写した場合〈A〉と、現高山寺本の書写作業の際に、目移りなどの理由で、底本にはなかつた⑧「トモカフ」を創作してしまつた場合〈B〉を考えられる。

〈B〉の場合は突然全く別の記述が誕生してしまつたことになるから、そのこと以外には、他への影響はないものと思われるが、〈A〉の場合、⑧「トモカフ」と誤写されるまでの間、「トモカラ」か「トモナフ」のいずれかが、二つ記された写本が存したことになる。これは、先の②「トモ」と③「トモニ」を別注記として区別した上で、③「トモニ」を小字で記し、両者の関係を考慮したような慎重な作業を行つた人物の態度とは矛盾するよう思われる。但し、③「トモニ」の追記と⑧「トモカフ」が誤写される以前の重複については、時間的なずれ違いが存した可能性も充分に考えられる。

しかしながら、注記重複の現象がどの時点で生じたとしても、高山寺本の注記の掲載順が現状と同様であるならば、⑦「トモナフ」の直後にもう一度「トモナフ」と記すことは、極めて不自然な行為と考えられるから、⑧「トモカフ」の誤写以前のスタイルは、「トモナフ」よりも「トモカラ」であつた可能性が高いのではないかと推測される。

高山寺本の⑧「トモカフ」に対しても、観智院本・西念寺本のいづれにもその記載が見えず、また、「トモカラ」もしくは「トモナフ」の重複現象も見えない。とすれば、やはり、先の〈B〉である可能性、もしくは、高山寺本の⑧「トモカフ」の誕生または「トモカラ」「トモナフ」の重複現象の成立以前に観智院本・西念寺本の系統が分岐していた可能性が高いように思われる。

ここまで、考えを進めてくると、西念寺本に「トモナフ」が見えない理由としても、次のような考えに思い至る。すなわち、本来、西念寺本系統の写本にも「トモカラ」の注記が存していたものの、その字形の類似性から、「トモナフ」を、先行する③「トモカラ」と同一であると誤解し、「トモカラ」が重複していると思い込み、重複を嫌つて二つの方を削除したのではないだろうか⁽¹⁹⁾。

資料17

高山寺本	西念寺本	觀智院本
惟	惟	惟
モチヰル	モテヰル	モチヰル

19ウ 16オ 仏上30

19、「アタ」(仏上30)

資料17の觀智院本の標出漢字「惟」のカタカナ注記「アタ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本にも見えないことから、觀智院本の増補と考

えられる。

ところで觀智院本の標出漢字は、一見したところ「惟」を二つ並列した
もののように見えるが、西念寺本・高山寺本においては、それにさらに

資料16

高山寺本	西念寺本	觀智院本
観	初 惚メウチチカニツムスセカメ タテツルイクルウチニル イ 枕シ	初 惚メウチチカニツムスセカメ タテツルイクルウチニル イ 枕シ ルイタルチカニツ、 ムスヒヌメウイ
儀	初 惚タテツル イ 枕シ タテツル イ 枕シ 元一 杖	初 惚タテツル イ 枕シ タテツル イ 枕シ 元一 杖

17オ 16オ 仏上29

18、「シン」(仏上29)

資料16の觀智院本の標出漢字「観」の末尾のカタカナ
注記「シン」が西念寺本に見えない。これは高山寺本に
も見えないことから、觀智院本の増補と考えられる。

觀智院本の「シン」の直前には、「枕」と見え、これ
は西念寺本・高山寺本にも見える。この「枕」の「」
を「観」の省略として、「観枕」という熟字を示してい
ると解することは、意義的にできそうないので、「」

「イ」偏が付いた「讐」となっているように見える。こここの標出漢字が観智院本のようないい「讐」である場合、「讐」は「讐」に通じ、「讐」は「モチ井ル」「アタ」の訓を取り得るが、「讐」が名義抄の「人」部に配されて「イ」偏に属するものとされていることは問題となる。

事実、「讐」の項目は観智院本では「隹」部（僧中133）にも見え、カタカナ注記「モチ井ル」「アタ」の記載はないものの、漢字注記「士酬又稠 雙鳥」があり、鎮国守国神社本の「隹」部（下二一18ウ）にも同様の記述が存する。ちなみに「讐」は、一般には「言」部にあるべきところだが、観智院本（僧中133）・鎮国守国神社本（下二一18ウ）では「讐」と同じ「隹」部に配されており、「モチ井ル」は見えないが「アタ」の記載が見えている。

問題を整理すると、資料17の標出漢字が観智院本の「讐」である場合には、注記「モチ井ル」「アタ」に不審はないが、項目自体が「人」部に配されていることが問題となり、標出漢字が西念寺本・高山寺本のように「讐」であるならば、項目が「人」部に配されていることに不審はないが、「讐」字そのものの存在が確認できないということが問題となる。

そもそも、観智院本のように「讐」を「人」部と「隹」部に配していることに矛盾があると思われるが、これは「人」部に配されている資料17の標出漢字が本来、西念寺本・高山寺本にあるような「讐」であつた場合、この部首の問題は解決される。

ここで考えられるのは、項目が「人」部に配されるためには、やはり、字画に「イ」偏を有する字体でなければならぬであろうから、観智院本の「讐」は、そのままで「人」部に属することには無理がある。そこで改めて、資料17の観智院本の標出漢字を見ると、「隹」が二つ併記されているのではなく、「イ」偏の次に「主」の横画が一つ多い「圭」、その右に「隹」が記されているようにも見える⁽²⁹⁾。しかし、字画の構成として、左に「イ」

資料18

高山寺本	西念寺本	観智院本
巻	渠眷メラコルウミメ牛ウシタム	倦
ツカルイタム木券	ヅカルイタム木券	ヅカルイタム

17ウ 16ウ 仏上30

20、「禾券」(仏上30)

偏、右に「隹」、その間に「圭」のような字画を有する漢字は確認できない。そこで間の「圭」を類似のものに当てはめて類推すると、「讎」の異体字である「讎」に思い至る。一般に「讎」は「隹」部に配されるが、見掛け上の「イ」偏によって「人」部に配されることもあり得ないことでもないと思われる。

すなわち、観智院本では「讎」の「イ」偏と「言」の字画を合わせて「隹」のように記してしまい、西念寺本・高山寺本では「讎」の「言」の字画を「隹」のように記してしまったために、今回のような状況を引き起こしてしまったのではないかと考える。

ゆえに、「讎」が「讎」の異体字であるならば、「モチヰル」「アタ」の注記が記されていても不審ではないし、「アタ」の増補が可能であつたのも、標出漢字が「讎」から「讎」へと変化しても「讎」の異体字であることに変わりはない観智院本であつたからこそと考えられるわけである。

資料18の観智院本の標出漢字「倦」の末尾の和音注

記「禾券」が西念寺本に見えない。これは高山寺本にも見えないことから、観智院本の増補と考えられる。

和音注記は全ての注記の末尾に配置されることが原則となつてるので、観智院本の「禾券」が増補されても、その他の注記の記載順に影響していない。標出漢字「倦」の漢字音については、冒頭の反切「渠眷

(渠眷) も「**サク**」で示されたものと「**禾券**」は同一と思われるのではないかと思われるが、これは恐らく、注記の末尾に和音注記を配置するという原則を頑なに遵守しようとしたものと思われる。

21、「**禾サ**」／ 22、「**サク**」(仏上33)

資料19

高山寺本	西念寺本	観智院本
作 作 ユシヨサム ラヒタリ キノヲツタラム リスナタツ	作 作 ツカフタメニサクル イクル カヘル ハシム 禾ササタ	作 作 茲賀子合ニテ去者為入者造ナムスツクルラコスナル 者造ナムツクルカヘル ナルヲサムオロクリオクガ イタルカヘルハシメツカフ 21ウ

仏上33

資料19の観智院本の標出漢字「**作作**」の末尾のカタカナ注記「**禾サ**」「**サク**」が西念寺本に見えない。いずれも高山寺本にも見えないことから、

「**禾サ**」「**サク**」とともに観智院本の増補と考えられる。

「**禾サ**」は「**作作**」の訓

「**ワサ**」と考えられなくもない

が、やはり「**和音サ**」の意で、続く「**サク**」とともに、標出漢字の漢字音を示しているのであろう。

観智院本の注記の冒頭には、「**茲賀**」と「**子合**」の反切が見えるが、西念寺本・高山寺本では「**子合**」が「**子各**」とあることにより、観智院本の「**子合**」が本来「**子各**」であつたとすれば、「**禾サ**」「**サク**」は、改めて増補しなくても二つの反切注記により既に示された漢字音の情報ではある。その重複を厭わなかつた理由は、先の20、「**禾券**」(仏上30)・資料18の増補の場合と同様であろうと思われる。

23、「禾」(仏上33)

資料20

高山寺本	西念寺本	觀智院本
儀	儀 カタチスカタ	儀 カタチスカタ
儀	一宣ノリトル カタチスカタ	一宣ノリトル カタチスカタ
儀	音宣ノリトル カタチスカタ	音宣ノリトル カタチスカタ

19ウ 18オ 仏上33

表20-a

觀智院本	西念寺本	高山寺本
①土宣 ②ノリ ③トル ④ヨソヲヒ ⑤カタチ ⑥ヨシ ⑦スカタ ⑧フルアヒ ⑨メツラシ ⑩ナラフ ⑪カタフク ⑫キタル ⑬ヨル ⑭ソナフ ⑮ラホイナリ ⑯タクヒ ⑰ノトル	①土宣 ②ノリ ③トル ④ヨソヲヒ ⑤カタチ ⑥ヨシ ⑦スカタ ⑧フルアヒ ⑨メツラシ ⑩ナラフ ⑪カタフク ⑫キタル ⑬ヨル ⑭ソナフ ⑮ラホイナリ ⑯タクヒ ⑰ノトル	①音宣 ②ノリ ③トル ④ヨソヲヒ ⑤カタチ ⑥ヨシ ⑦スカタ ⑧フルアヒ ⑨メツラシ ⑩ナラフ ⑪カタフク ⑫キタル ⑬ヨル ⑭ソナフ ⑮ラホイナリ ⑯タクヒ ⑰ノトル

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

一般に、後の増補であつたとすれば、全注記の末尾や、各行の末尾などに記される

高山寺本には觀智院本・西念寺本における③トルがないために注記が一つ少なくなっている。資料20における西念寺本の③トルの記載位置が、正規の行から右にはずれて、あたかも後の補入であるかのように記されていることからすれば、觀智院本・西念寺本に見える③トルは、高山寺本成立後の増補であつたのかもしれない。

表20-aは、資料20の「儀」項目における各写本の注記の対照表である。それぞれの注記には各写本における語順を示す番号を付し、觀智院本の語順を基準に列挙した。

資料20の觀智院本の標出漢字「儀」の末尾の注記「禾」が西念寺本に見えない。これは高山寺本にも見えないことから、觀智院本の増補と考えられる。

ところであるから、西念寺本の③トルが、②ノリの右下に寄り添つてゐることは、不審な点ではある。この原因には、まず、転写時のミスが考えられる。すなわち、転写時の底本では、②ノリ ③トル ④ヒソトヒ、とあるところを、転写時に③トルを書き落としてしまい、④ヒソトヒ以降を書いてしまつてから、③トルの脱漏に気づいて、本来の語順に近づけるために②ノリの右下に③トルを付記したという場合〈A〉である。

しかし、③トルが、やはり増補である場合、それは「トル」としての注記ではなく、②ノリと複合させるつもりで「ノリトル」もしくは「ノトル」とする意図であつた可能性がある〈B〉⁽²¹⁾。〈B〉の場合、「ノトル」とする案では、西念寺本の⑯、高山寺本の⑮の「ノトル」と注記が重複してしまつて、「ノリトル」のつもりであつたのかもしれない。

観智院本では、②ノリと③トルを明確に分離して記してゐるので、複合語とする意図はないようであるが、西念寺本の状態からすれば、やはり、「トル」が独立した注記とするよりも「ノリ」との複合語としたいところではある。さらに、観智院本の③トルが独立していると考えると、観智院本には、西念寺本や高山寺本に見える「ノリトル」もしくは「ノトル」に相当する注記が存しないことになつてしまふ。

さて、観智院本末尾の⑯禾は、これだけでは意味不明である。和音注を記そくとして中斷したという場合も考えられるが、西念寺本・高山寺本における末尾の注記が「ノトル」であることで、以下のようにも考えられる。すなわち、西念寺本・高山寺本における末尾の「ノトル」が、観智院本の⑯禾に姿を変えてしまつてゐるのではないかということである。「禾」の字画を分解した「ノ」「ト」「ル」に類似しているとするのは考えすぎであろうか。論理の飛躍の感もあるが、そうだとすれば、観智院本の「禾」は増補ではなく、「ノトル」の誤写ということになる。

これが許されるならば、単純な誤写や語順の問題を除けば、観智院本と西念寺本の注記内容はほぼ一致することになるが、ここでは、そこまで考えた上で、やはり観智院本の「禾」は増補であるとしておく。

24、「キラフ」(仏上34)

資料21の観智院本の標出漢字「仔」のカタカナ注記「キラフ」が西念寺本に見えない。

高山寺本	西念寺本	観智院本
行	仔 捺字 上汎	仔
斤 左 雜 部	行 捺字 上汎	行 在 雜 部 キラフ 仏上34
音 汗カシ	18ウ	18ウ

高山寺本には資料21の用例の三項目後に同じ「仔」と思われる項目が記されており、そこには「キラフ」の注記一つが見える。厳密には資料21の高山寺本の標出漢字が「イ」偏に「干」の「仔」であるのに対して、その三項目後の標出漢字は「イ」偏に「干」の「仔」となっている。観智院本・西念寺本には、その高山寺本の「キラフ」のみを有する項目は見えない。しかし、資料21の観智院本の標出漢字の字形が「イ」偏に「干」の「仔」になつていているところからすると、観智院本の「仔」の項目は、高山寺本の「イ」偏に「干」の「仔」と「イ」偏に「干」の「仔」項目を併合したものであるとも考えられる。とすると観智院本の「キラフ」は高山寺本には記載されていたということになるから、「キラフ」は西念寺本の脱漏ということになる。

ところで、観智院本と西念寺本の注記に「在雑部」とあり、資料21の標出漢字「仔」が「雑」部にも記載があるかのような注記であるが、観智院本の「雑」部にその記載はない⁽²²⁾。但し、「在雑部」の上に記されている注記「斤」字に類似した標出漢字「斤」が観智院本の「雑」部（僧下79）において、二つ見える⁽²³⁾。しかし、それら

は最初の標出漢字の注記が「工木又 持」であることに対し、二つ目は「谷库字 サ爪 シリソク アラハス」とあり、どちらの項目も「仔」と異体字の関係にあるものではないようである。おそらく、「斥」字が標出漢字「仔」と類似しているところから、誤って書き入れられたものではないかと思われる。しかし、観智院本の「キラフ」は、あくまでも「斥在雜部」とは無関係で、標出漢字「仔」の注記として記されているものと考える。

観智院本の「キラフ」が注記の末尾に位置して、「斥在雜部」の次に記されると、高山寺本における「仔」と「仔」の項目が観智院本・西念寺本のような一項目に統合されたのは、「斥在雜部」の増補がなされた後ということになり、西念寺本の「キラフ」の脱漏は、さらにその後のことであると推測される。

25、「ヒスカシ」／26、「ヘキ」（仏上35）

資料22

高山寺本	西念寺本	観智院本
偏 鄰 カメ或遍字 シリソク イル —— 19オ	偏 鄰 カ人或遍字 シリソク イル ナブル オナシ —— 19ウ	偏 鄰 カメ或遍字 シリソク イル スカシヘキ —— 仏上35

資料22の観智院本の標出漢字「偏」の末尾のカタカナ注記「ヒスカシ」⁽²⁴⁾「ヘキ」が西念寺本に見えない。

これは高山寺本には見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。

ところで、「ヘキ」を「偏」の字音注記とするには無理があると思われるが、「ヘキ」の意としては、「壁」

「僻」「癖」が思い浮かび、「偏」との関係からは「壁」、「僻」「癖」が思い浮かび、「偏」との関係からは「壁」、「僻」などの関係からは「僻」「癖」の意が相当しそうであるが、いずれも字音語となり、やや納得し難い点が残る。しかし、現在のところ、「ヘキ」を和語として解釈できる用例が思い当たらない。

資料23

高山寺本	西念寺本	観智院本
係 素 故 エ ミ カ フ	係 素 故 エ ミ カ フ	「ヒスカシ」
ラモムク カナフ	ラモムク カナフ	「ヘキ」
19ウ	19ウ	仏上36

27、「カナフ」（仏上36）

そして、高山寺本の「ヘキ」の記され方が、「ヒスカシ」の真下でない点、および、行頭が揃わず、「ヘキ」が「ヒスカシ」や右行の「ヤフル オナシ」の行頭よりも低くなっている点、「ヒスカシ」「ヘキ」の字の大きさが「ヤフル オナシ」などと比較してやや小さいのではないかと思われる点など⁽²⁵⁾からして、高山寺本の「ヒスカシ」「ヘキ」は、その他の注記とは異質であるようにも思われる。

すなわち、西念寺本において、「ヒスカシ」「ヘキ」が見えないことと併せて考えると、「ヒスカシ」「ヘキ」は高
山寺本においても、その他の注記とは別の時期に増補されたものかもしぬれることが推測される。

また、観智院本・高山寺本においては、「ヒスカシ」「ヘキ」の二つが、全注記の末尾に記されている。多くの注記の中途に位置する注記であるならば、うつかり見逃してしまうこともあろうが、西念寺本において、末尾の注記を二つも見落とすということは、不自然な気がする。

資料23の観智院本の標出漢字「係」の末尾のカタカナ注記「カナフ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本には見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。

ところで、「カナフ」の記載がない西念寺本の末尾の注記は「オモムク」であるが、その「オモムク」の「ク」の字は、「オモム」の下に充分なスペースが存するにも係わらず、「オモム」から行を変えるように、一文字だけ左下に記されている。

この状況を、例えば、西念寺本の底本に「オモムク」「カナフ」とあつたものが、虫損・汚損などで「オモムク」の「ク」と、「カナフ」の「カナ」が見えなくなり、現在見えている「オモム」の左下の「ク」は、「カナフ」の「フ」を誤写したものとも考えられなくもないが、西念寺本においては、注記の途中で意味もなく改行することがよく見られ、また、改行後の行頭を著しく下げて記すことも時折見られる⁽²⁶⁾ので、今回の「オモムク」の場合もその一類と考え、虫損・汚損などによつたものではないと考える。

28、「スクナシ」(仏上36)

資料24

高山寺本	西念寺本	観智院本
イ 刃ホメタスム ム アユム 爪クナシ	イ 刃ホメタスム ム アユム アユ 爪ムアユ	イ 刃ホメタスム アユ 仏上36

20オ 20オ

資料24の観智院本の標出漢字「イ」の末尾のカタカナ注記「スクナシ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本には「爪クナシ」と見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。

ところで、西念寺本の最終注記「アユム」は、「アユ」まで記した際に、行のスペースがなくなり、「ム」一文字分とはいえ、改行せざるを得なくなつたものと見受けられる。注記の記載スペースとしては、最初から三行分が必要になりそうな予測を立てていたらしく、二行目の「爪ム アユ」を左側に寄せず、欄の中心に取つて、三行目を記すスペースを左に確保している。それゆえ、「アユム」を一行の中に收めることができなくなつても、改行して三行目に「ム」一文字のみを記載することが可能となつてゐるのであるが、問題は、その「ム」が、三行目の行頭になく、三行目の行頭から約一文字分低く下げられた位置に記されているということである。

これは、先の27、「カナフ」（仏上36）・資料23の西念寺本の「オモムク」の状況と類似するが、今回の「アユム」の「アユ」と「ム」の場合には、虫損・汚損の可能性が考えられないことが明瞭である。そこで、この場合の「ム」の位置は、注記欄の二行目に残した「アユ」から離れた位置に「ム」を記したくないという、転写者の心理の表れであろうと推測される。これは機械的な改行に抵抗を覚えた現象と思われるが、同様の現象は、先の資料23のように、西念寺本においては他にも時折見られる現象であるが、それが、底本における状態をそのまま転写しただけと見受けられる場合もあり、細部の検証は今後の課題としなくてはならない。

ともかく、こうした「アユム」の「ム」のような記載のされ方は、不体裁の感を禁じ得ないものであり、作業の緊張感を欠いているようにも思われる。しかし、「ム」をこうした位置に記してしまった以上、例えば觀智院本のように「スクナシ」という注記を、「アユム」に続いて記すには、今度はそのためのスペースが不足してしまうので、その点から、西念寺本の底本においても「アユム」が最後の注記で「スクナシ」の記載はなかつたのではないかと思われる。とすれば、「スクナシ」は確かに西念寺本の脱漏ではあるとしても、「アユム」の「ム」が現存の西念寺本のように記される以前に脱漏していたことになる⁽²⁷⁾。

29、「禾トク」(仏上37)

資料25

觀智院本	西念寺本	高山寺本
得 都 勒 反 ウ ト ク	足、 都 勒 反 ウ	得 都 勒 反 ウ
20オ	20ウ	仏上37

「禾トク」が西念寺本に見えない。これは高山寺本にも見えないことから、觀智院本の増補と考えられる。

觀智院本をはじめとして、名義抄の一頁あたりの体裁としては、押界により一行を四段に区分しているが、資料25に見るよう、西念寺本・高山寺本では「得」の項目を一段分のスペースに収めているが、觀智院本では二段分を使用しており、「禾トク」を増補しているものの、やはり、注記の数に対しても空白が目立つ体裁である。觀智院本では、資料25の高山寺本のように注記を二行に分けて記すという方針が原則としてないため、注記を二行で記す場合には、西念寺本のように「都勒反 ウ 小シイテ、足、」の四注記で一段分のスペースを使い切ってしまい、「禾トク」を増補する場合には、それを記すスペースがないという事態が生じたものと思われる。この觀智院本の二段分のスペースはそうした事情から必要とされたものと推測されるが、「禾トク」が「足、」の直後になく、ややスペースを空けてから記されているのは、原則として和音注記が全注記の末尾に記されることから、必然的に欄の左下に位置することが多くなっていることと関係しているのではないかと思われる。すなわち、単なるカタカナ注記の増補であるならば、先に記されている注記の後に続けて記せばよいところを、和音注記の場合は、それが、その項目の最後の注記という意味合いが付加されているので、和音注記を記した後に、別のカタカナ注記の増補などがなされてしまうことになる。ゆえに、資料25の觀智院本の

資料26

高山寺本	西念寺本	観智院本
御	御 未カツハカフサクラフトニルアフ	御 奥據入シサムオホツカサトルトノク 未カツハカフサクラフトニルアフ
御 又音コナ駆日トソノフ未ツカムカフ トテルシフアリクウナカスアカムコフ	御 ノルスムハマヘリノルアツフセリツカフタカフコクフ ソフアリクウナカスコフアカムノリ駆日未コオ 又音コナ駆日トソノフ未ツカムカフ トテルシフアリクウナカスアカムコフ	御 ノルスムハマヘリノルアツフセリツカフタカフコクフ ソフアリクウナカスコフアカムノリ駆日未コオ 又音コナ駆日トソノフ未ツカムカフ トテルシフアリクウナカスアカムコフ

22オ

21ウ

仏上39

30、「ノル」（仏上39）

「禾トク」の直前の「足、」との間や、「ホシイマ、」の下部に存するスペースは、項目における注記の原則的な形式を重視したために生まれた空間であると考えられる。

また、この空いたスペースは、今後の更なる増補を期待しているかのようにも見えるのであるが、和音注記の位置という体裁を第一としたことが動機で生まれたスペースなのか、更なる増補を期待して「禾トク」の位置を後ろに記したのか、また、その両方が動機なのか、不明ではある。「禾トク」の増補が、二段分のスペースの確保にながり、それは機械的な方針で、その結果生まれたスペースは、一見、無駄とも思えるものかもしれないが、その空欄を詰めて、次の項目を記してしまうことの多い西念寺本のような姿勢でなかつたことが、観智院本の記述の見やすさにもなっている。

資料26の観智院本の標出

漢字「御」のカタカナ注記
 「ノル」がここで問題となる。次に示すように資料26の観智院本の「御」には
 ①～⑦の注記が記されているが、そこには⑪と⑭にあるが、そこには⑪と⑭に
 「ノル」の注記が見える。

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>(1)魚據又 (2)オサム (3)オ小ム (4)ツカサトル (5)トヽノフ (6)禾ツカ (7)ムカフ (8)サフラフ (9)トヽマル (10)アフ (11)ノル (12)スヽム (13)ハムヘリ (14)ノル (15)アツ (16)フセク (17)ツカフ (18)タカフ (19)コタフ (19)コタフ (20)ソフ (21)アリク (22)ウナカス (23)コフ (24)アカム (25)ノリ (26)駁同 (27)禾コオ (28)コロ</p>	<p>(1)魚據又 (2)ヲサム (3)オホム (4)ツカサ (23)ロフ (24)アカム (25)ノリ (26)駁同 (27)禾 (5)トヽノフ (6)禾ツカ (7)ムカフ (8)サフラフ (10)アフ (9)トヽアル (11)ノル (12)爪 ヤム (13)ハムヘリ (15)アツ (16)フセク (17)ツカフ (18)タカフ (19)コタフ (20)ソフ (21)アリク (22)ウナカス (23)コフ (24)アカム (25)ノリ (26)駁同 (27)禾コオ (28)コロ</p>	<p>(1)魚據又 (2)ヲサム (3)オホム (4)ツカサトル (5)トヽノフ (6)禾ツカ (7)ムカフ (8)サフラフ (9)トヽマル (10)アフ (11)ノル (12)スヽム (13)ハムヘリ (14)ノル (15)アツ (16)フセク (17)ツカフ (18)タカフ (19)コタフ (20)ソフ (21)アリク (22)ウナカス (23)コフ (24)アカム (25)ノリ (26)駁同 (27)禾コオ (28)コロ</p>

そして、西念寺本の対応する注記に観智院本と同じ番号を付して見ると、観智院本と対応する注記のない(28)「コロ」が末尾に見えるものの、観智院本に二つ見えた「ノル」の注記は一つしか見えない(28)。その「ノル」は注記の前後の状況から、観智院本の(11)の「ノル」に相当し、(14)の「ノル」が見えないものと思われる。

そこで、高山寺本においても、対応する注記に観智院本と同じ番号を付して見ると、(11)「ノル」は見えるが、(14)の「ノル」に対応するものは「キル」となっている。

そもそも観智院本に「ノル」が一つ記されていること自体が不審であるのだから、観智院本の⑭「ノル」は本来、高山寺本の⑯のように「キル」であつたのではないかと思われる。標出漢字「御」の意としては「とめる」「ふせぐ」が考えられるから、「きる」は無理のない訓と思われる⁽²⁹⁾。そして、「キ」の異体仮名に「一」があるから、「一」を「ノ」と誤写したのが観智院本の⑭「ノル」なのではないだろうか。

とすると、西念寺本の㉙「コロ」は、観智院本の⑭「ノル」、高山寺本の⑯「キル」に相当するはずの注記ではなかつたかという疑問が生まれることとなる。先に示したように観智院本の⑭「ノル」が、本来、高山寺本のようない「ール」であつたするならば、西念寺本の㉙「コロ」は、高山寺本の⑯「キル」を誤写した可能性がある。「キ」を「コ」、「ロ」を「ル」に誤つたとするのは、カタカナの字体からすれば、さほど無理な変容ではないよう思われる。観智院本の⑭「ノル」は、観智院本の増補でも、西念寺本の脱漏でもないものと考えたい。

※紙面の都合により、本稿を分載致します。以下続。

注 記

- (12) (4) の藤堂氏は、「俗」の項目の古訓において、観智院本のこここの例を疑問としながらも「ヨヲトコ」と解釈している。また、(7) の草川氏においても、「ヨヲトコ」と解釈して見出し語を立てている。正宗氏は、索引の「ヲトコ」の項に「ヨヲトコと續きたれどヨとヲトコか」としている。
- (13) 中田祝夫『改訂版古點本の国語学的研究 訳文篇』(勉誠社 昭和54年11月)の法華義疏長保四年点・卷二序品末・六四二行目に「外國は蚤 (訓) 鼓をば以て、俗の樂と爲」と、「俗」を「ヨ」とする例がある。
- (14) (4) の藤堂氏は「侘」の項目の古訓で「ワヒン」としているが、疑問のある旨を示す記号を付している。(7) の正宗氏は「シ」は「シ」の誤りとして「禾ヒシ」と解し、草川氏は備考欄に「ヒン」を「ヒシ」と解する案を示している。
- (15) (4) の藤堂氏は「侘」の項目の古訓で「ハフ」と解釈し、(7) の正宗氏、草川氏も「ハフ」と解している。
- (16) 「俳」と「俳徊」の項目に関しては、(2) のbの6において触れたことがある。

(17) (7) の正宗氏の仮名索引でも高山寺本・西念寺本により「ナラ」に「ふ」を補つて見出し語を立てている。草川氏は「ナラフ」を見出し語として「ナラ」を「ママ」として用例を示している。(4) の藤堂氏は「ナラ」を疑問として扱っている。

(18) (7) の草川氏は「トモカフ」の見出しを立てるものの、備考欄において「トモカラ」の誤りかとの旨の注記を施している。

(19) 資料15の西念寺本の注記は、与えられたスペースをいっぱいに使用している。しかし、7、「ヨウ」(仏上15)・資料6の考察においても触れたが、西念寺本では規定のスペースを越えて記することをそれほど恐れではないと思われる所以で、スペースを越える

ことを恐れて、たまたま目に付いた「トモナフ」を削除した可能性は低いと考える。

(20) (4) の長島氏はこの資料17の観智院本の標出漢字を「隹」の部の八画に分類し、仏上30(「人」部)と僧中¹³³(「隹」部)に同じ標出漢字の項目が記載されていることを記しているが、(7) の正宗氏は、この観智院本の標出漢字を「人」部の十四画と「隹」部の八画に配し、「隹」部の八画の方には、仏上30(「人」部)と僧中¹³³(「隹」部)に記載のある旨を示しているが、「人」部の十四画の方には僧中¹³³(「隹」部)に記載のある旨が示されていない。また、索引の見出しとしての字形も両者は同様ではなく、「隹」部の八画の見出し字は「隹」を二つ並べた「雔」であるが、「人」部の十四画の方は「イ」偏の次に「圭」、その右に「隹」が記されているように見える。正宗氏の考えもゆれていたのであろう。

(21) (7) の正宗氏は「トル」の見出しに、この「儀」の項目を記しているが「上のノリの傍に書きてノトルとせるがかくなれるならん高本なくして別にノトルあり西本ノリの傍下へかけりこはノトルあり」と注している。草川氏は「ノリトル」の見出し語を立てて、観智院本のこの例を挙げている。(4) の藤堂氏は「ノリ」「トル」を別々に扱っている。

(22) 鎮国守国神社本の「雜」部にも「仔」の項目はない。

(23) 観智院本・僧下79の4行目には、「一見、同字に見える標出漢字「斤」が第3段と4段に、別項目として二つ記載されている。鎮国守国神社本では下二75オに観智院本と同様に、二つの類似した標出漢字が見えるが、最初の標出漢字が「斤」であるのに対して、二つ目は「𠂇」として、最終画を左に撥ねている。

(24) 観智院本の「ヒスカシ」は「ヒ」の箇所が注損しているが、わずかに残存している部分と高山寺本に「ヒスカシ」とあるところから、そのように推測した。

(25) 高山寺本の「ヒスカシ」「ヘキ」は、右行の「ヤフル オナシ」と比較すると確かに小さく見えるが、高山寺本の一般的な記載の仕方からすれば、特異な大きさではない。ここでは右行の「ヤフル オナシ」と比較した場合に小さいとしているのみであるが、その近隣の注記との大きさの相違に意味があるのでないかと考えた。不審の中心は「ヘキ」の記載位置である。

(26) 例えば、次の資料24の「彳」項目の西念寺本の末尾の「アユム」の記載状況にも、この「オモムク」と類似の例が見える。また、資

料23の西念寺本と同じ19ウの「畝」の項目の注記に「土 牡 ウネ」とあるが、標出漢字「畝」と注記の間にやや空間をとっているので、「土 牡 ウネ」を一行に収められず、右行に「土 牡 ウ」まで記した後に改行し、「ネ」一字のみが左行に記されている。さらに、「ネ」は右行の「ウ」の左下に位置して、左行の「ネ」の上部に約三文字分の空欄を作っている。

(27) また一方、觀智院本・高山寺本において、「ス(爪) クナシ」が末尾の注記であることには注意が必要であろう。本稿の方針では、ある記述が、高山寺本と觀智院本に記載があつて、西念寺本にない場合には、西念寺本の脱漏としているが、ここでの「アユム」のような記載状況を見ると、むしろ觀智院本・高山寺本の方が「ス(爪) クナシ」を増補しているかのような印象も拭い切れない。

(28) 「ノル」が一つ減った代りに「コロ」が増えたので、西念寺本の注記の数は觀智院本と同じ二七になる。

(29) 「御」を「キル」と読む例は色葉字類抄・巻下・五九ウ(『尊經閣藏』二巻本色葉字類抄) 勉誠社 昭和59年5月)に見えるが、こちらは「着」の意で、類推によるものとは意味が異なる。